

42 地方入国管理局別 難民認定の受理及び処理人員

地 方 入 国 管 理 局		難 民 認 定										未 済
		受 理				既 済						
		総 数	旧 受	新 受	他から移管	総 数	認 定	不 認 定	取 下 げ	他に移管		
総 数		157	84	73	-	51	1	41	9	-	106	
東 京		110	69	41	-	26	1	16	9	-	84	
大 阪		3	-	3	-	1	-	1	-	-	2	
名 古 屋		30	14	16	-	11	-	11	-	-	19	
広 島		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
福 岡		10	-	10	-	10	-	10	-	-	-	
仙 台		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
札 幌		1	1	-	-	1	-	1	-	-	-	
高 松		3	-	3	-	2	-	2	-	-	1	

(注) この表は、出入国管理及び難民認定法第61条の2による人員である。

43 インドシナ難民に対する一時庇護のための上陸許可人員

区 分	一 時 庇 護 の た め の 上 陸 許 可								
	受 理 (仮 上 陸 許 可)			既 済				未 済	
	総 数	旧 受	新 受	総 数	許 可	不 許 可	取 下 げ		
総 数	369	348	21	363	-	262	101	6	

(注) 一時庇護のための上陸許可が申請された場合、仮上陸許可により申請人を上陸させるが、この仮上陸許可は、第25表(172ページ)「地方入国管理局・支局及び港別 上陸の口頭審理の受理及び処理人員」における仮上陸許可には含まれない。